

令和4年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年7月4日（月）9時30分宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長補佐	野津 寿天	中出張所長	茶山 宏
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	金坂 賢一
農林水産課長	河北 尚夫		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	村上 克樹	事務局長補佐	山本 幸子
--------	-------	--------	-------

1. 議員提出議案の題目

発委第2号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時58分）

（本会議再開宣告 10時58分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第43号から議第54号までの補正予算案、物品購入契約の締結、工事請負契約の締結及び、条例関係等12件と、請願1件、要望2件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長：6番 大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

総務教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

委員会開催日は、臨時議会時の5月13日、会期前の6月13日、14日、会期中の6月30日、7月1日の計5日間開催いたしました。

付託された案件は審査の結果、全て全会一致で「可決すべし」、請願は「採択すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項等について申し上げます。一般会計及び各特別会計補正予算についてです。

まず「西郷歯科診療所整備事業」についてですが民間歯科診療所の相次ぐ閉所により、歯科受診が困難な状況になっていますことから早急に歯科診療体制を確保するため、閉所した民間診療所を借用し、町立の歯科診療所を開設する事業であります。委員会では早急な対応については住民にとって喜ばしいことであるが、将来的な本町の総合的な医療体制についても方向性を示した上で整備すべきと指摘しました。

次に、「文化芸術振興事業補助金」についてです。10月に予定されている落語の公演事業であります。本町ゆかりの落語家である三遊亭圓楽氏が体調不良により予定月での公演が困難となりましたため、来年3月まで事業時期の延期を希望するものであります。委員会としては「本町ゆかりの落語家でもあり、体調が回復してから良い公演にしていきたい」という理由から、これを承認いたしました。

次に、「県立高校施設整備事業」についてです。隠岐水産高校寄宿舎新設の事業ですが、新設に向けて高校や民間とも連携をし、他町村の例も参考にしながら対策を検討していることが説明されました。また、新設までの仮住まいに関しても民間の施設や町所有の施設など調査に出向き、仮住まい予定地を検討していることも説明されました。委員会からは令和5年度の募集にあたり、8月に行われるオープンスクールまでには、生徒の受け入れ体制をしっかりと示せるよう早急に協議して対応することと指摘をしました。

工事請負変更契約の締結についてです。「佐々木家住宅保存修理工事」についてですが、佐々木家の耐震補強（ブレース）工事であるが、委員から「木造の文化財建築物であるのに鉄骨を入れるのは木造文化財としての視点から外れるのではないか」との質問がありましたが、執行部からは「今回の工事については最低限の耐震補強で、見学者に危険の無い程度の工事である。監督官庁にも事前に相談しており、問題は無い」との回答でした。

次に、請願・陳情についてです。請願第1号の「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」ですが、隠岐の島町職員組合執行委員長 松岡隆介氏から提出のあった請願は、新型コロナウイルス感染症対策や少子高齢化により多様化する公的サービスの充実を図るためには地方財政の安定確立は急務であり、全会一致で「採択すべし」といたしました。

所管の調査事項です。「隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画」についてです。昨年12月に提出された隠岐の島町立小中学校規模適正化検討協議会の答申書において、隠岐の島町立北小学校の数年後の生徒数減少等が見込まれる中、7月に教育委員会独自で「町立北小学校区内の児童・幼児を持つ保護者の皆さんのお話を聴く会」を開催し区内に住む保護者と

意見交換をする予定の報告がありました。

最後に、「中学校空調設備整備事業」についてです。当初の空調設計内容を精査した結果、五箇中学校はキュービクルの更新、都万中学校のキュービクルの改修が必要になったため、世界的な半導体不足等による影響などから大幅な増額が必要となりました。8月に予定されている臨時議会にて増額補正を提案したいと執行部から説明がありました。委員会からは今回の事情で計画、事業変更することはやむを得ないが、当初からしっかりとした計画を立てよう指摘をしました。なお、所管の調査事項は、引き続き調査・研究いたします。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長：7番 村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

常任委員会の開催日は、5月13日、6月13日、14日、30日、7月1日の計5日間でありました。付託案件に関しては別紙のとおりでございます。

審査の結果についてご報告いたします。付託案件10件については、すべて全会一致で「可決すべし」としました。2件の要望書については、中地区区長会から提出された要望第1号は全会一致で「採択すべし」とし、隠岐の島町商工会会長から提出された要望第2号は賛成多数で「継続審査とすべし」としました。

次に、審査の経過及び主な意見・指摘事項等についてですが、議第43号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」の「産業廃棄物処理施設整備事業補助金」についてですが、補正予算の主な内容は、都万地区で産業廃棄物処理事業を行っている(株)クリーンに対して、焼却炉煙突取替工事費3,500万9000円の1/2に当たる1750万4000円を補助するものであります。当事業所は令和3年度12月定例会において、本町より焼却炉維持修繕事業費の補助を受け、焼却炉更新工事を実施しておりましたが、工事期間中に煙突内部の老朽化が新たに発見され、部分的な修繕では対処することが不可能な状態であることが判明し、早急な煙突部取替工事を行う必要が生じたためであります。当社の事業内容が本町にとって公益上の必要性が高く、かつ、今後も引き続き当社が事業を行うことが、本町にとって必要であるとの総合的な判断により、補助金により財政支援を行うものであります。委員会では、当社の産業廃棄物処理施設を視察し、焼却炉更新工事の進捗状況等について説明を受け、煙突部の腐食等の状況確認も行い、煙突取替工事の必要性について理解をしたところです。

次に、「地域活性化起業人連携事業」についてですが、補正予算の主な内容は、大手旅行会社 JTB の社員 1 名を「地域活性化起業人」として町観光協会に配置するための経費 560 万円の派遣負担金であります。この事業は総務省の「地域活性化起業人制度」を活用し、隠岐ジオパーク推進機構並びに隠岐 4 町村と（株）JTB が観光振興及び地域振興に関する包括連携協定を締結し実施するもので、人件費等の派遣負担金については国の特別交付税措置がある。町観光協会での地域活性化起業人の業務としては、着地型アウトドア関連を中心とした、本町の素材を活用した商品造成や、民間企業のノウハウを活かした満足度向上に向けた取り組み、そして、隠岐 DMO との連携強化による、隠岐諸島全域での効率的な事業展開等の業務を担当する予定である。期間は令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月までの予定となっております。

次に、「都万地区観光施設管理運営事業」の探勝歩道改修事業についてですが、補正予算の主な内容は、アイランドパークの西側にある探勝歩道約 1,200m の間に設置している木製階段の腐食の激しい 140 段程度を取り替える工事と、通行の妨げとなる雑木を伐採する作業の事業費併せて 600 万円であります。歩道には途中 2 か所の展望台があり、景勝地として魅力ある観光エリアの一つであります。新年度に入ってから国からの補助金支給が決まったという理由で、補正予算を計上し整備事業を実施することになったが、委員会としては、探勝歩道全体の計画的な整備を着実に実施し、観光エリアとしてのアイランドパークの魅力アップを推進するよう指摘しました。

次に、所管の調査事項について報告をいたします。町有施設の「レストラン^{なぎ} 凧」についてですが、当該施設はこれまで「レストラン うみさち」の名称で親しまれてきたが、平成 30 年度より約 3 年間、閉店状態にあった施設であります。令和 3 年度、山陰観光開発株式会社が指定管理者となり、令和 3 年 12 月より営業を始め、約半年が経過したところであります。6 月 7 日火曜日、委員会の全議員が施設を訪れ、指定管理者より施設の管理運営状況等について現地説明を受けました。これまで、昼食のランチメニューを主に営業を行ってきており、夏場にはビアガーデンの営業も検討中との話でありました。施設の外観は必要最小限度に整備されている状況だが、今後も引き続き修繕整備が必要と思われる個所が散見されました。

同じく町有施設の「産直問屋 しおさい」についてですが、当該施設も山陰観光開発株式会社が指定管理者となり、令和 4 年度から管理運営を始めた施設であります。6 月 7 日火曜日、指定管理者より今後の管理運営等について現地説明を受けました。施設内の改修工事が 6 月末までかかり、7 月 1 日から営業を始めるとのことでありましたが、そば打ち、郷土料理づくり体験学習、修学旅行生徒の交流体験、水産加工品の販売等を行う予定や、インバウンド

の受け入れにも対応したいとの運営方針等について理解することができました。

次に、要望書の審査についてご報告をいたします。「要望第1号」中地区区長会からの要望についてですが、要望内容の概要は、①地域の行政機能を充実させるため、中出張所を中支所としていただきたい。②老朽化が著しい中村園地管理施設を早急に整備していただきたい。③布施中村の町営バスを整備運行していただきたい。という3点の要望内容でありました。委員会では中地区区長会会長より、要望内容についての説明を受け、質疑を行い、全会一致で「採択すべし」としました。特に中村園地管理施設内にある公衆トイレの早急な整備については、全委員がその必要性を強く認識しており、委員会としても早急な整備を強く要望するところでありました。

最後に、「要望第2号」隠岐の島町商工会会長からの要望についてですが要望内容の概要は、今年度、出店申請をしている大型店に対して出店に断固反対していただきたい。今後も島外資本の大型店の出店に対しては出店を阻止していただきたい。町内事業者に対して、事業継続に向けた支援策の実施について早急に検討いただきたい。という内容でありました。委員会では、商工会事務局より要望内容についての説明を受け、質疑を行い委員間での十分な審議を行いました。町内事業者への支援策の実施については現在、実施に向け担当課が検討中であること、また、大型店の出店に関する要望内容については、今後の動静に不確定な点があることなどから、賛成多数で「継続審査とすべし」としました。

なお、所管の調査事項は閉会中も継続して、調査・研究を行ってまいります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件を申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：5番 田中 一隆 議員

○5番（ 田 中 一 隆 ）

竹島対策特別委員会より、中間報告をいたします。

当委員会は、会期中6月27日に委員会を開催いたしました。委員会では、竹島対策室から4月以降の活動の報告を受けた後に活動内容の協議を行い、福浦地区にある「鬱陵島のビュクシン」の現地視察を行いました。

報告では4月10日には、隠岐の島町と同じく領土問題をかかえる北海道根室市の学生と、隠岐高校、久見地区、役場でのウェブ会議が行われたとの報告がありました。なお新聞報道にもありましたが、このウェブ会議は内閣府の「北方領土次世代育成プロジェクト」のメンバーである隠岐高校の生徒が、根室市の高校生を講師に町内の有志と共通の課題解決について話し合いがなされ、領土問題についての共通認識がされたとのことでした。

また4月26日には、竹島問題研究会の藤井賢二委員が来島され、研究調査が実施されたとのこと。6月27日の特別委員会での協議では、ビュクシンの移植に係る経費や時期などが検討され今後の課題となりました。また、竹島対策特別委員会設立時に製作し、議員や職員、関係者に配付して着用していた「竹島返還要求啓発のバッジ」について、啓発活動の一環として再度の製作を求めることが決定いたしました。現地視察では、ビュクシンの所有者の方と「移植・増殖」などについてお話をすることができました。

今後も竹島対策特別委員会としての目標を達成するため、特別委員会として研鑽いたします。以上、中間報告といたします。なお、所管の調査事項については、議会閉会中も調査研究を進めてまいります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

日 程 第 3. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の承認第3号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について」から議第54号「訴え提起前の和解（即決和解）について」までの20件、及び本日の議事日程第1で行いました各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、承認第3号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について」から承認第10号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」までの8件を、一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第3号から承認第10号までの8件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第43号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第43号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第44号「令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」及び議第45号「令和4年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」までの2件を一括して採決をします。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第44号及び議第45号の2件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第46号「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、採

決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第46号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第47号「町道路線の認定について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第47号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第48号「工事請負変更契約の締結について〔佐々木家住宅保存修理工事〕」から議第52号「物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス〕」までの5件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第48号から議第52号までの5件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第53号及び議第54号の「訴え提起前の和解（即決和解）について」の2件を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり「決定」することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第53号及び議第54号の2件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、請願第1号「地方財政の充実、強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」について、採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、要望第1号「中地区の行政機能の充実と整備を求める要望」についてを、採決をします。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告とおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり1件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発委第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：大江 寿 議員

○6番（ 大 江 寿 ）

発委第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提案理由の説明を行います。

地方自治体には、新たに多くの行政需要が発生しています。新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2023年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、関係先に意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣

府特命地方創生担当大臣、内閣府特命経済財政政策担当大臣。以上でございます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第2号の「質疑」を行います。

質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発委第2号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議

了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって、令和4年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 1 1 時 3 0 分)

以 下 余 白